

# 令和2年度決算 「4つの財務諸表」

令和2年度決算における松本市の財務書類を、総務省の示す「統一的な基準」により作成しました。民間企業会計の考え方と会計実務を基として、インフラ資産など、地方公共団体特有の条件も加味した上で、発生主義により歳入歳出の執行データを仕訳して作成する財務書類です。  
(※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。)

## 1 連結貸借対照表(バランスシート)

会計年度末(令和3年3月31日)における市全体の資産と、その資産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかをわかるようにしたものです。

資産の部(これまで積上げてきた資産)		負債の部(将来の世代が負担する金額)	
1 固定資産	5,678億1,700万円	1 固定負債	1,772億5,500万円
(1) 有形固定資産	5,404億5,500万円	(1) 地方債等	991億5,600万円
(2) 無形固定資産	17億8,200万円	(2) その他	619億8,300万円
(3) 投資その他の資産	255億8,100万円	2 流動負債	186億7,500万円
2 流動資産	462億1,000万円	(1) 1年内償還予定地方債	136億9,500万円
(1) 現金預金	176億1,800万円	(2) 賞与等引当金	16億 600万円
(2) 未収金	43億2,200万円	(3) その他	7億3,500万円
(3) 基金	212億2,000万円	負債合計	1,959億3,000万円
(4) その他	4億6,000万円	純資産の部(現在までの世代が負担した金額)	
3 繰延資産	700万円	純資産合計	4,181億 500万円
資産合計	6,140億3,500万円	負債・純資産合計	6,140億3,500万円

## 2 連結行政コスト計算書

1年間の福祉サービスにかかる経費など、資産形成につながらない経常的なサービスにかかったコストと、サービスの利用で市民の皆さんが負担した使用料、手数料などの収入を示すものです。

経常費用	1,974億2,700万円
業務費用	737億6,100万円
人件費、物件費など	
移転費用	1,236億6,600万円
補助金、社会保障給付、他会計繰出金など	
経常収益	225億5,500万円
使用料及び手数料	156億3,900万円
その他	69億1,600万円
純経常行政コスト(経常費用－経常収益)	1,748億7,200万円
臨時損失	2億2,900万円
臨時利益	1億2,700万円
純行政コスト(純経常行政コスト－臨時収支)	1,749億7,400万円

## 3 連結純資産変動計算書

1年間の純資産(資産と負債の差)の増減を示すものです。

令和元年度末 純資産残高	4,145億2,500万円
令和2年度純資産変動額	35億7,900万円
純行政コスト(△)	△1,749億7,400万円
財源	1,782億3,500万円
税収等	907億4,500万円
国県等補助金	874億9,000万円
本年度差額	32億6,100万円
無償所管換等	△2,200万円
その他	1億7,900万円
令和2年度末 純資産残高	4,181億 500万円

## 4 連結資金収支計算書 (キャッシュフロー計算書)

1年間の現金の収支を示すものです。

令和元年度末 資金残高	157億9,700万円
令和2年度資金収支額	7億3,700千円
1 業務活動収支	172億6,200万円
(1) 業務支出(臨時分含む)	1,786億1,300万円
(2) 業務収入(臨時分含む)	1,958億7,500万円
2 投資活動収支	△129億7,500万円
(1) 投資活動支出	253億4,000万円
(2) 投資活動収入	123億6,500万円
3 財務活動収支	△35億5,000万円
(1) 財務活動支出	149億1,100万円
(2) 財務活動収入	113億6,100万円
比例連結割合変更に伴う差額	△600万円
令和2年度末 資金残高	165億2,700万円
令和2年度末 歳計外現金残高	10億9,100万円
令和2年度末 現金預金残高	176億1,800円

### 連結の会計範囲

#### 【連結会計】

【一般会計等】 松本市の全体会計  
一般会計、霊園特別会計

#### 【公営事業会計】

地域排水施設事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、農業集落排水事業、公設地方卸売市場、市街地駐車場事業、奈川観光施設事業、松本城、水道事業、下水道事業、病院事業、上高地観光施設事業

【一部事務組合・広域連合・土地開発公社・

第三セクターの関連団体23団体】

連結する対象は「一般会計」「特別会計」「公営企業会計」「一部事務組合」「広域連合」「土地開発公社」と、出資率25パーセント以上の「第三セクター」